

“ヤングケアラー”を ご存じですか？



「ヤングケアラー」とは、**年齢や成長の度合いに見合わない**
重い責任や負担を負って、自らの育ちや教育に影響を及ぼし
ている18歳未満の子どものことをいいます。

(文部科学省:令和3年7月5日)

重い責任・負担の例としては、

○障がい、病気、精神疾患のある保護者や祖父母の介護

○年下のきょうだいの世話

など、本来大人が担うような家族の介護などが挙げられます。

本人に自覚がなかったり、ネグレクトや心理的虐待に至っている

場合があります。



厚生労働省・文部科学省による、ヤングケアラー
実態調査(令和3年3月、全国の中2・高2が対
象)によると、ヤングケアラーに該当する全日制高
校2年生は4.1%おり、そのうちの47.6%がほぼ
毎日世話をしているという結果が明らかとなりまし
た。**どの学校にも、ヤングケアラーに該当する生徒
が在籍している可能性があります。**

(詳しくは各省のホームページを参照)

<今の私達にできること>

○「ヤングケアラー」という存在を知ること

○ヤングケアラーに該当する生徒の早期発見

・ヒントとなる行動例:遅刻や早退が多い

保健室など別室で過ごすことが多い

身だしなみが整っていない

保護者の承諾が必要な書類の未提出や遅れ

学校で必要な物品の用意が整わない

○生徒への寄り添い(受容し現状を見守ってもらいたいのか、支援が欲しいのか等ニーズを把握)

○生徒への具体的支援(SSWの活用や医療・福祉機関へのコーディネート)

※ 高校教育課ではSSWの派遣を行っています。気になる生徒がいましたら養護教諭までお知らせくだ
さい。